

企業内容等の開示に関する 内閣府令等の改正の解説

—有価証券届出書における個人情報の記載の見直し—

金融庁企画市場局企業開示課開示企画調整官

上利悟史

金融庁企画市場局企業開示課専門官

鈴木彬史

1 はじめに

令和6年3月7日、事業会社の株式に係る新規公開（以下「IPO」という）時に提出される有価証券届出書において、ストック・オプション（以下「SO」という）の所有者の氏名・住所等が記載されるところ、このような個人情報の取扱いの見直し等を内容とする、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（令和六年内閣府令第十六号）（以下「改正府令」という）が公布され、同年4月1日から施行された。また、これに伴い、「企業内容等の開示に関する留意事項について」（以下「開示ガイドライン」という）が改正され、同日から適用された。

本改正は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版」（2023年6月16日閣議決定）（以下「実行計画」という）において、IPO時に提出される有価証券届出書においてSOの所有者の氏名・住所等が記載されるところ、このような個人情報の取扱いの見直しを行う旨の提言がされたことを踏まえたもの

である。

本稿では、本改正について、パブリックコメントに対する金融庁の考え方なども踏まえて解説する。なお、本稿において、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であることをあらかじめ申し添えておく。

2 改正の概要

(1) IPO時に提出される有価証券届出書における個人情報の記載の見直し

① 改正の背景

IPO時に提出される有価証券届出書では、IPO前2年間¹に発行された株式やSO（以下「株式等」という）の全取得者の氏名や住所、当該2年間における株式等の移動状況（移動を行った当事者の氏名や住所等）の開示が求められている（企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開示府令」という）第2号の4様式記載上の注意（25）a(a)、b(a)）。

これについて、スタートアップ企業を中心にプライバシー保護の観点から懸念の声が指摘さ

¹ 最近事業年度の末日の2年前の日から届出書提出日までの間を指す（開示府令第2号の4様式記載上の注意（25）a(a)）。